

○大府市地域子育て支援拠点事業（一般型）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施するため、大府市地域子育て支援拠点事業（一般型）（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、大府市とする。

（事業の委託）

第3条 事業を効果的に実施できると認められるときは、その全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができる。

（実施形態）

第4条 事業の実施形態は、常設の地域子育て支援拠点として、子育て家庭の親及びその子であっておおむね3歳未満の児童（以下「子育て親子」という。）が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供するものとする。

（事業内容）

第5条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談及び援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）
- (5) 養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）の実施
- (6) 子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための取組

（実施要件）

第6条 事業の実施要件は、別表に掲げるとおりとする。

（利用料等）

第7条 事業を実施した場合の利用料は、原則として無料とする。ただし、教材等にかかる実費相当額は、利用者の負担とすることができる。

（留意事項）

第8条 この事業を実施するに当たり大府市及び社会福祉法人等は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事業に従事する者は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その事業を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- (2) 事業に従事する者の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すように努めること。
- (3) 地域住民等に対して、広報紙、パンフレット等の発行等により事業内容の周知を図ること。

- (4) 子育てサークル、ボランティア等の協力を得る等事業の効果的な実施に努めること。
- (5) 事業の実施に当たっては、子ども未来課、児童（老人福祉）センター、子どもステーション、幼児教育保育課、保育所、幼稚園その他関係機関と連携を密にし、効果的な実施に努めること。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

実 施 項 目	実施要件
実 施 場 所	子どもステーション、子育て支援室 （授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。）
開 設 日 数	原則として、週3日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。
職 員 の 配 置	子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること（非常勤可）。